## 公の施設【基本情報】

施	設	名	新潟市若者支援センター
所	管部	• 課	教育委員会地域教育推進課
所	在	地	新潟市中央区東万代町9番1号
根	拠沒	去 令	子ども・若者育成支援推進法
設	置為	€例	新潟市万代市民会館条例
施	設概	既要	新潟市万代市民会館4·5階に設置され、相談事業、若者支援事業、若者の居場所事業を展開しています。 (沿革) 昭和50年に「新潟市青年の家」として設立。平成3年8月に万代市民会館に移転。平成23年6月18
			日に「新潟市若者支援センター」に組織改編しました。(根拠法律「子ども・若者育成支援推進法」)

施 設 の 設 置 目 的

若者に交流や研修の場を提供し、すべての若者の健やかな成長を支援することにより、若者の社会的自立や職業的自立に向けた動機付け及び社会参加・社会参画の推進に資することを目的にします。

## 管理・運営に関する基本理念,方針等

新潟市若者支援センターは多様な若者の願いを実現し、抱える課題の解決のために、行政・地域・市民と協働したり、若者同士が支え合う関係を作ったりすることを通じて、自分自身に自信を持ち、目標に向かって動き出すことを支援します。